



森林環境税

令和6年度から森林環境税（国税）が導入されます

令和6年度より新たに導入される森環境税とは

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税均等割の枠組みを用いて1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与される仕組みとなっています。

令和6年度以降の村県民税均等割及び森林環境税の導入について

個人村県民税の均等割は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、臨時的に年額1,000円引き上げられ、賦課徴収されています。この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税が導入されます。